

令和8年度

物 品 購 入 仕 様 書

1 物 品 名 タブレット端末及び付属品

2 納 入 場 所 上尾市上下水道部庁舎 下水道施設課事務室

3 納 入 期 限 令和8年11月30日

購 入 の 大 要	タブレット端末及び付属品 3台
-----------------	-----------------

令和8年度

委 託 業 務 仕 様 書

- 1 委 託 業 務 名 タブレット端末初期設定業務
- 2 業 務 場 所 上尾市上下水道部庁舎 下水道施設課事務室
（ 納 入 場 所 ）
- 3 履 行 期 間 契約締結日から令和8年11月30日まで

委 託 の 大 要	タブレット端末初期設定業務 1式 MDM導入業務 1式
-----------------	--------------------------------

令和8年度

仕 様 書

- 1 件 名 通信サービス利用(長期継続契約)
- 2 利 用 場 所 上尾市上下水道部庁舎 下水道施設課事務室
- 3 利 用 期 間 令和8年12月1日～令和13年11月30日

案 件 の 大 要	通信サービスの提供 60月
-----------------	---------------

令和8年度

仕 様 書

- 1 件 名 MDMアプリケーション利用(長期継続契約)
- 2 利 用 場 所 上尾市上下水道部庁舎 下水道施設課事務室
- 3 利 用 期 間 令和8年12月1日～令和13年11月30日

案 件 の 大 要	MDMアプリケーションの提供 60月
-----------------	--------------------

令和8年度 仕様書

- 1 件 名 Microsoftアプリケーション等使用(長期継続契約)
- 2 利 用 場 所 上尾市上下水道部庁舎 下水道施設課事務室
- 3 利 用 期 間 令和8年12月1日～令和13年11月30日

案 件 の 大 要	Microsoftアプリケーション等の提供 60月
-----------------	---------------------------

特記仕様書（共通）

1 業務名及び業務の内容

下水道台帳管理システム用タブレット端末導入（以下、「本件」という。）の内容は、(1)「タブレット端末及び付属品」、(2)「タブレット端末初期設定業務」、(3) 通信サービス利用（長期継続契約）、(4) MDM アプリケーション利用（長期継続契約）及び(5) Microsoft アプリケーション等使用（長期継続契約）の5つを合わせたものとする。

なお、本入札は(1)「タブレット端末及び付属品」～(5)「Microsoft アプリケーション等使用（長期継続契約）」にかかる費用の合計金額（税抜）にて行うものとして、入札内訳書を添付すること。

2 目的

本件は、下水道台帳管理システムを利用するため、現場での使用を想定したタブレット端末を導入するものである。

3 タブレット端末利用台数

項目	内容
タブレット端末数	3台

4 業務（契約）期間

(1) タブレット端末及び付属品

契約締結の日から令和8年11月30日まで（納入期限）

(2) タブレット端末初期設定業務

契約締結の日から令和8年11月30日まで

(3) 通信サービス利用（長期継続契約）

令和8年12月1日から令和13年11月30日まで（60月）

(4) MDM アプリケーション利用（長期継続契約）

令和8年12月1日から令和13年11月30日まで（60月）

(5) Microsoft アプリケーション等使用（長期継続契約）

令和8年12月1日から令和13年11月30日まで（60月）

5 限度額

令和8年度支払限度額：3,421,956円（税抜）

支払い内訳は以下のとおり

- ・ タブレット端末及び付属品
- ・ タブレット端末初期設定業務
- ・ 通信サービス利用（長期継続契約） 令和8年12月1日から令和9年3月31日

- ・ MDM アプリケーション利用（長期継続契約） 令和8年12月1日から令和9年3月31日
- ・ Microsoft アプリケーション等利用（長期継続契約） 令和8年12月1日から令和9年3月31日

※ 上記に記載のある令和8年度支払限度額：3,421,956円（税抜）を超えることのないよう入札内訳書を作成し、入札すること。なお、令和8年度支払限度額を超過した入札は、無効とする。

6 導入スケジュール

次のとおりを予定している

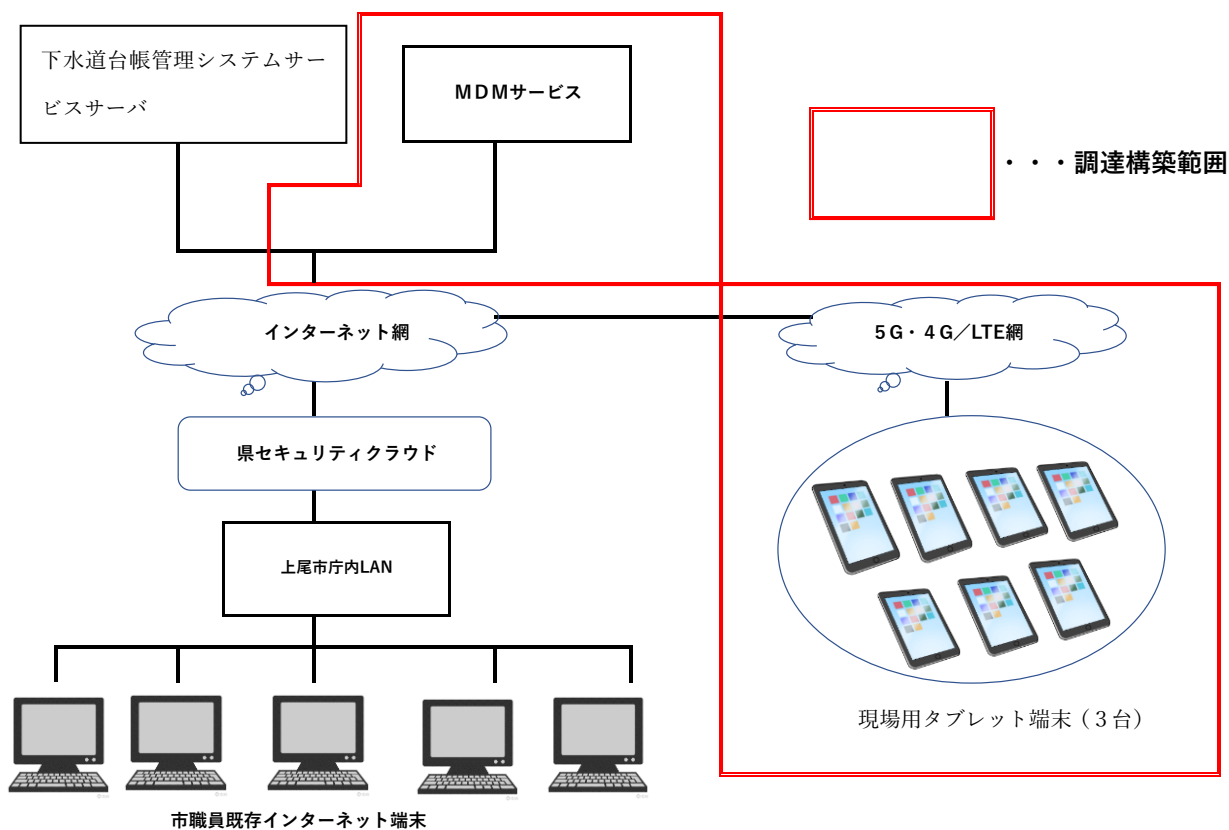
No	内容	時期
1	タブレット端末設定作業	令和8年8月～11月
2	納品物の最終検収	令和8年11月末
3	タブレット端末の利用開始	令和8年12月1日

7 業務履行・資機材の利用場所

No	部署	住所
1	上尾市上下水道部庁舎 2階 下水道施設課	上尾市大字上尾村1157番地

8 調達範囲

調達範囲は、下図の通りとする。下水道台帳管理システム利用にあたっての端末と通信サービス及び、端末を管理するためのアプリケーションを問題なく利用できるよう、必要となるソフトウェアライセンスやその他使用許諾を得ること。



9 留意事項

- (1) 受注者は、本件の仕様書及び提供された情報等について、他者への情報漏えい等が起こることのないよう、必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、発注者が提供する資料等については、許可なく複写及び第三者への提供はしないこと。
- (3) 受注者は、個人情報保護法等の関係法令を遵守すること。
- (4) 受注者の責めに帰すべき事由ではなく、昨今の社会情勢による履行遅滞になった場合、新たな納品日等については双方の協議の上、決定するものとする。
- (5) 本件の仕様書に定めがない事項については、双方協議の上、決定するものとする。
- (6) 別紙の情報システム業務委託に係る特記事項を遵守すること。

特記仕様書【タブレット端末及び付属品】

下水道台帳管理システムを使用するために必要となる、タブレット端末及び付属品について、それぞれ次の要件を満たす製品を納品すること。

なお、参考品の同等品以上であれば参考品以外の製品でも可とする。ただし、その場合は『質問書』にて、発注者に確認すること。

1 機器仕様

① タブレット端末

	災害対応用タブレット
台数	3台
通信形式	ワイヤレス WAN(LTE&5G)モデル
ストレージ	512GB
OS	Windows 11 Pro
バッテリー	(駆動時間) 約 18.5 時間
カメラ	フロントカメラ：200 万画素 (カメラカバー付き) リアカメラ：800 万画素+LED フラッシュ
頑丈性能 (※)	<p>【タブレット時】</p> <p>耐落下：180cm 落下試験(動作時、26 方向、合板) + 90cm 落下試験(非動作時、6 方向、コンクリート)</p> <p>【キーボードベース装着時】</p> <p>耐落下：180cm 落下試験(動作時、26 方向、合板) + 90cm 落下試験(非動作時、6 方向、コンクリート)</p> <p>防塵・防滴：IP65 準拠、耐振動：MIL-STD-810H 準拠</p>
その他	<p>(ア) AC アダプター、電源コード、バッテリーパック等が付属されていること。</p> <p>(イ) 日本国内で提供されている 4 G / L T E 及び 5 G 回線が使用できること。</p> <p>(ウ) 機種は、全て同一モデルとすること。</p> <p>(エ) 色は、全て同一色とすること。</p>

●参考品：Panasonic 社製 「タフブック」 FZ-G2NB952AJ

※インターフェースカバーを閉じた状態の本体のみ。

②保護フィルム

タブレット端末の画面に適合するものであること。

●参考品：Panasonic 社製 「保護フィルム」 FZ-VPF38U

※参考品タブレット「タフブック」においては、保護フィルムが出荷時に装着済であることから、別途調達する必要はないものとする。

③タッチペン

ア 機種は、全て同一モデルとすること。

イ 色は、全て同一色とすること。

●参考品：Panasonic 社製 「デジタイザーペン」 FZ-VNP026U

※参考品タブレット「タフブック」においては、タッチペンが製品の付属品であることから、別途調達する必要はないものとする。

④タブレット専用キーボード

・スタンド機能のあるものとする。

・インターフェースは次のとおりとする。

USB3.0(Type-A)ポート×1、USB3.0(Type-C®)ポート×1、拡張バスコネクタ、DC-IN

●参考品：Panasonic 社製 「キーボードベース」 FZ-VEKG21LJ

⑤クレードル

・スタンド機能のあるものとする。

・インターフェースは次のとおりとする。

USB3.0(Type-A)ポート×2、USB2.0(Type-A)ポート×2、LAN コネクタ、

シリアルコネクタ、HDMI 出力端子(4K)×2、DC-IN

●参考品：Panasonic 社製 「クレードル」 FZ-VEBG21U

⑥ショルダーケース

タブレット端末を固定し、持ち運びできる仕様であること。

●参考品：サカン社製 CF-SYU22021

2 留意事項

(1) タブレット端末

タブレット端末の納品から起算して5年以内に、本件の仕様の内容に適合しない状態（契約不適合）が確認された場合、受注者の責任において無償で機器の交換、修復等の作業を行うこと。

また、追加保障として、落下等の破損、水濡れ、天災（火災、落雷、台風・洪水）など突発的な物損を補償できるサービスを付けること。（5年間）

なお、当該保障に係る費用は購入費用に含めることとする。

●参考品：パナソニック社製 「拡張保障3年パック」 CF-WRH112-01、「保証期間外保証延長サービス」CF-WRHK001AL、「拡張保証1年間延長パック」CF-WRKH401LB

(2) 付属品

付属品の納品から起算して1年以内に、本件の仕様の内容に適合しない状態（契約不適合）が確認された場合、受注者の責任において無償で機器の交換、修復等の作業を行うこと。

(3) 納品

上尾市上下水道部下水道施設課に納品すること。ただし、納品に際し運送業者を利用する際は事前に発注者と協議すること。

3 請求及び支払い方法

納品完了後、発注者の検査に合格したうえで、当該備品購入金額を請求することとし、支払請求書を発注者に提出すること。

特記仕様書【タブレット端末初期設定業務】

1 業務の内容

(1) タブレット端末初期設定業務

- ①初期設定に必要な事項は、発注者と協議の上、決定することとし、アクティベーション、初期設定、MDMの登録など、タブレット端末使用のために必要な登録・設定作業を想定すること。
- ②作業前に作業計画書を作成し、発注者と事前に協議すること。
- ③1台毎に管理番号を付すこと。なお、管理番号については発注者で指定するものとする。
- ④管理番号をタブレット端末にラベル貼付すること。
- ⑤初期設定に加え、必要なアプリケーションのインストールを行うほか、保護フィルムの貼り付けを行い、すぐに使用できる状態で納品すること。(アプリケーションは10個程度を想定)
なお、アプリケーションについては、一般に公開されているもの又は発注者から提供するものに限ることとする。
- ⑥本特記仕様書P10に記載のあるMDMアプリケーションに係るタブレット端末の初期設定も実施すること。
- ⑦納品時には付属品についても、正常に作動することを確認すること。
- ⑧納品の際は、初期設定内容、インターネットの接続確認方法および、その他設定内容がわかる納品書を提出し、発注者の検査(受注者の立ち合いは不要)を受けること。
- ⑨機器の搬入の際、安全管理について発注者と十分に協議し、事故のないように注意すること。
- ⑩MDMサービスの管理者操作マニュアルを作成すること。
- ⑪MDMサービスについて、タブレット端末以外の指定端末における初期設定が必要な場合、発注者自身が初期設定を行う際は、初期設定に際してフォローを行うこと。なお、指定端末は以下のいずれかのスペックを想定すること。

項目	PC①	PC②
メーカー・型番	NEC・PC-VKT16XZG9	HP ProBook 450 G9 Notebook PC
CPU	Intel core-i5	Intel core-i5
メモリ	8GB	16GB
記憶媒体	256GB SSD	256GB SSD
OS	Microsoft Windows11 professional 64bit 版	Microsoft Windows11 professional 64bit 版

2 業務完了報告

業務履行後において業務完了通知書を提出すること。なお、業務完了通知書は、発注者が指定する様式で行うこと。

3 請求及び支払い方法

業務完了後、発注者の検査に合格したうえで、当該委託金額を請求することとし、支払請求書を発注者に提出すること。

特記仕様書【通信サービス利用（長期継続契約）】

以下の仕様を満たす通信サービス等について3回線（タブレット3台で使用することを想定）を提供すること。

なお、本契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約のため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができるものとする。

1 要件

- ①タブレット端末で利用可能なLTE/4G・5G通信方式で接続できるものとし、安定的に利用できること。
- ②データ通信については、全ての回線で、1回線毎の通信量とし、1ヶ月あたり20GB以上の通信量を含むこと。
- ③データ通信に係る月額利用料は、通信の時間及びデータ量にかかわらず定額であること。

2 請求及び支払い方法

通信サービス利用料は支払請求書に基づき月額で払うものとする。

なお、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料は、この請求の中に含めること。

3 留意事項

ユニバーサルサービス料・電話リレーサービス料について、法令等に基づく変更があった場合は、変更後の額を支払うものとする。

特記仕様書【MDM アプリケーション利用（長期継続契約）】

次の要件をそろえたアプリケーション（MDM）を提供すること。

なお、本契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約のため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができるものとする。

1 端末管理アプリケーション要件

以下の要件を満たす MDM サービスを提供すること。（対象：タブレット端末3台）

- ①リモートロックができること。
- ②リモートワイプができること。
- ③MDM の管理は、クラウドサービスとすること。

2 請求及び支払い方法

MDM サービス利用料は支払請求書に基づき月額で払うものとする。

特記仕様書【Microsoft アプリケーション等使用（長期継続契約）】

次の要件をそろえたアプリケーションライセンスを提供すること。

なお、本契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約のため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができるものとする。

1 規格・数量

No.	対象製品	数量
1	Microsoft 365 Business Standard	3
2	Microsoft Defender for Business	3

2 請求及び支払い方法

アプリケーション使用料は支払請求書に基づき月額で払うものとする。

情報システム業務委託に係る特記事項

この契約により、上尾市（以下「発注者」という。）から業務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は以下の事項を遵守すること。遵守内容に関して不明点や疑義が生じた場合は、その都度発注者へ相談すること。

【情報システムとは】

LANや通信ネットワークシステムとは別に動作する、ソフトウェアやプログラムが搭載されたコンピュータ（例：メインフレーム、サーバ、ストレージ）や周辺機器のこと。

これらの機器やネットワークが連携して情報を処理する仕組み全体を指します。

専用のクライアント端末（ユーザーが操作するコンピュータ）を管理する場合は、それらの端末も含まれる。

また、主目的が情報処理でない機器（医療機材など）そのものは情報システムに含まれませんが、それに関連する情報を「管理」「解析」「制御」するためのコンピュータの仕組みは情報システムとみなされます。

【共通事項】

- 業務内容及び範囲を正確に把握し、発注者と相互に確認すること。
- 業務責任者を定め、その所属、担当業務、および作業場所を明確にすること。なお、業務責任者や担当者等が変更となる場合の手続を予め定め、変更時には速やかに状況を把握できる体制を整備すること。また、作業場所を特定することにより情報資産の紛失等を防止すること。
- 発注者から情報資産の提供を受けた場合は、次の事項を遵守すること。
 - ・提供された情報の目的外利用及び受注者以外の者への提供を禁止する。ただし、発注者と協議の上で特に認められた場合はその限りではない。この場合も、提供先に対して発注者との本特記事項を含む契約内容における遵守事項を確実に徹底させること。
 - ・業務以外で提供情報の使用を禁止することにより、不正利用の防止すること。
 - ・業務を通じて知り得た情報及び秘密を漏洩しないよう徹底すること。
- 情報セキュリティに対する意識向上を図るため、発注者が提供する情報資産に係る従業員を対象に、発注者の情報資産の適切な取扱いに関する教育を実施すること。また、全従業員を対象にした研修等の教育を実施すること。
- 情報セキュリティインシデントが発生した場合に備えて、対処方法(対処手順、責任分界、対処体制等)について定めること。

情報セキュリティインシデントとは次のとおりとする。ただし「上尾市地域防災計画」及び「上尾市業務継続計画」が想定する大規模な災害や 事故によるインシデントは対象としない。

- ・自然(台風、竜巻、洪水、火災など)
 - ・人的(操作ミス、妨害行為、悪意のあるコードの埋め込み、テロ攻撃など)
 - ・環境(機器故障、ソフトウェアエラー、通信ネットワークの切断、停電など)
- 業務の定期報告及び緊急時報告について発注者と協議し、その取り決めを行うこと。
 - 情報セキュリティインシデントを認知した場合は、速やかに発注者へ報告し発注者の指示に従うこと。
 - 発注者が必要に応じて実施する監査、検査、報告要求に対応すること。発注者による監査、検査を行うことが困難な場合は、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる受注者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証(ISO/IEC27001等)の取得等の状況を報告すること。なお、発注者と協議し認められた受注者が情報資産を提供する事業者に対しても同様とする。
 - 業務終了時には、情報資産の返却、消去又は廃棄を確実に実施すること。また、マイナンバーを含む住民の情報を保存する電磁的記録媒体が不要になった場合には、物理的に破壊すること。その際、破壊処理の記録や証拠写真を添付した証明書等を発注者へ提出すること。
 - ローカル環境やオンプレミス環境、および ISMAP 基準を満たす環境または ISMAP 基準を満たすクラウドサービスを利用する場合には、発注者の事前の了解取得を不要にできる。ただし、その基準を満たすことを確認できる書類を提出すること。
 - データの保存場所は原則として日本国内とすること。データを国内以外の場所に保存する場合は、事前に発注者からの承認を必ず取得すること。
 - 業務遂行にあたり、バックアップ及び災害復旧に関する手順を確立し、発注者に提示すること。
 - 業務の再委託は原則禁止する。例外的に再委託を認める場合には事前に発注者の承認を得ること。
 - 再委託を実施する際は、再委託先にも本特記事項と同一の義務を課すこと。また、再委託先の情報セキュリティ対策(例:データ暗号化、アクセス制御、内部監査、ウイルス対策、不正アクセス防止策等)が受注者と同水準の基準(例:ISO/IEC 27001 認証取得等)を満たしていることを受注者が確認し、発注者は受注者に担保させた上で許可する。ただし、再委託先が技術的・資源的制約により受注者と同水準の基準を満たせない場合、受注者は発注者と協議の上、適切な代替措置(例:限定的なアクセス権付与、受注者による再委託先への補助的サポート等)を実施し、その内容を発注者に報告すること。発注者がその代替措置を承認した場合には再委託を許可するものとする。
 - 発注者は、受注者が本特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。